

eo 電気スタンダードプラン K 料金表

**2026 年 1 月 13 日実施
株式会社オプテージ**

1 適用

この eo 電気スタンダードプラン K 料金表(以下「この料金表」といいます。)は、次の地域に適用いたします。

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(一部を除きます。)、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 契約種別

この料金表の契約種別は、eo 電気スタンダードプラン K といたします。

3 適用条件

低圧で電気の供給を受け、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) 関西電力送配電株式会社が維持および運用する供給区域において、すでに単相 100 ボルトまたは 200 ボルトの低圧で電気供給契約を小売電気事業者等と締結しているまたは締結できる状態で電灯または小型機器を使用される場合。
- (2) 電灯または小型機器の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに eo 電気電気取次供給条件[以下「供給条件」といいます。]別表 5[負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)が原則として 400 ボルトアンペアをこえること。
- (3) 原則として契約電力が 50 キロワット未満であること。
- (4) eo 電気申し込み時にお客さまが電気供給を受けている小売電気事業者等との電気供給契約において、契約形態が高圧一括受電でないこと。
- (5) 1 需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力(料金表の定めにより最大使用電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、契約設備電力といたします。)との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(2)および(3)に該当し、かつ、(6)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

5 契約電力

契約電力は、電灯または小型機器を使用する需要については、電灯または小型機器の契約使用電力といたします。また、各月の契約使用電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

なお、新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約使用電力は、その 1 月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この料金表により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この料金表による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この料金表によって受けた電気の供給とみなします。

6 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および供給条件別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、供給条件別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、供給条件別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、供給条件別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	518 円 25 銭
電 力 量 料 金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 01 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 35 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 30 銭

7 手続きに関する手数料

手続きに関する手数料は、次のとおりといたします。

(1)手続きに関する手数料の適用

手数料種別	内容
契約内容通知書再発行手数料	eo 電気契約者からの請求により契約内容通知書を再発行する場合、eo 電気契約者は2(手数料額)に規定する契約内容通知書再発行手数料の支払いを要します。
請求書等発行手数料	eo 電気契約者からの請求または料金その他の債務の支払いを現に怠るおそれがあることにより、そのeo電気に関する料金の請求書等の発行を行ったときは、eo電気契約者は2(手数料額)に規定する請求書等発行手数料の支払いを要します。

料金明細類発行手数料	eo 電気契約者からの請求により eo 電気に関する料金の口座振替のお知らせなど(以下「料金明細類」といいます。)の発行を受けたときは、eo 電気契約者は 2(手数料額)に規定する料金明細類発行手数料の支払いを要します。
------------	--

(2) 手数料額

区分	単位	料金額
契約内容通知書再発行手数料	送付ごとに	283円(税込)
請求書等発行手数料	送付ごとに	440円(税込)
料金明細類発行手数料	送付ごとに	220円(税込)

8 そ の 他

- (1) この料金表の契約種別を適用した後 1 年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。
- (2) 当社は、供給条件 19(日割計算)に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 1(料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式)によるものといたします。
- (3) 供給条件 7(需給契約の成立および契約期間)(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件 37(需給契約の消滅)(2)イにかかわらず、契約期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

附 則

1 実施期日

この料金表は、2026年1月13日から実施いたします。

2 燃料費調整についての特別措置

(1)に定める適用期間における、6(料金)における燃料費調整は、6(料金)の燃料費調整によらず、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円以下の場合は、別表2(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 適用期間は、2026年2月分の料金の算定期間の始期から2026年4月分の料金の算定期間の終期までといたします。

別 表

1 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

(1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) 供給条件18(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、(1)の

日割計算対象日数は、日割計算対象日数といいたします。

検針期間の日数　暦　日　数

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)および(2)の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間の日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といいたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といいたします。

ロ 暦日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといします。)の属する月の日数といいたします。

- (口) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものいたします。)の属する月の日数といたします。
- (4) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,100 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

十ハに定める特別措置の燃料費調整単価

(口) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回る場合

燃料費調整単価=(平均燃料価格-27,100円)×(2)の基準単価/1,000

一ハに定める特別措置の燃料費調整単価

ハ 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は次のとおりといたします。

		2026年2月分および2026年3月分の料金に適用する場合	2026年4月分の料金に適用する場合
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	67円50銭	22円50銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	4円50銭	1円50銭

二 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および特別措置の燃料費調整単価によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年の場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定している契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 47 銭 5 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16 銭 5 厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。